

### 第3章 入学、退学、転学、休学及び留学等

#### (入学資格)

第11条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

#### (入学者の選抜)

第12条 校長は、入学志願者に対して、別に定めるところにより入学選抜を行うものとする。

#### (出願手続)

第13条 入学志願者は、入学願書、入学検定料及び必要書類を指定期日までに校長に提出しなければならない。

#### (入学許可)

第14条 入学の許可は、校長がこれを行う。

(入学手続)

第15条 入学選抜の結果、入学を許可された者は、許可のあった日から校長が別に定める期日までに、別に定める入学の手続きをとらなければならない。

- 2 入学を許可された者に対し親権を行う者、親権を行う者がないときは後見人(以下「保護者」という。)は、保証人が連署した在学保証書を校長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、入学を許可された者が未成年者の場合、在学保証書に替わり保証人が連署した誓約書を提出するものとする。保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。
- 4 校長は、保証人が適当でないと認めたときは変更させることができる。保護者若しくは保証人が死亡し、又はその要件を欠いたときは、改めて在学保証書又は誓約書を提出しなければならない。生徒、保護者、保証人が転居し、又は氏名を変更した場合には、保護者(生徒が成年者の場合は本人)は、速やかに校長に届け出なければならない。

(転入学)

第16条 他の高等学校から転入学しようとする者は、当該高等學校長の発行する転入学に関する照会状、在学証明書、成績及び単位修得証明書に、入学願書及び入学検定料を添えて指定期日までに校長に提出しなければならない。

- 2 転入学を許可された者は、前条各項に準じて入学の手続きをとらなければならない。

(編入学)

第17条 編入学しようとする者は、前在籍高等学校長の発行する成績及び単位修得証明書に、入学願書及び入学検定料を添えて指定期日までに校長に提出しなければならない。

2 編入学を許可された者は、第15条各項に準じて入学の手続きをとらなければならない。

(退学、休学、留学、復学及び再入学)

第18条 生徒が退学しようとするときは、その理由を具し、保護者(成年者の場合は本人)と保証人が連署のうえ、校長に願い出て許可を受けなければならぬ。

2 生徒が疾病その他やむを得ない事情によって、1月を超えて休学しようとするときは、その理由を具し、保護者と連署のうえ(成年者の場合は本人が)校長に願い出て許可を受けなければならぬ。ただし、疾病による場合は医師の診断書を添えなければならない。

3 校長は、前項の休学の願い出があったときは、2年以内の期間で休学を許可することができる。

4 休学中の生徒が復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と連署のうえ(成年者の場合は本人が)、校長に願い出て許可を受けなければならぬ。ただし、疾病により休学した場合は医師の診断書を添えなければならない。

5 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、その事由を具し、保護者と連署のうえ(成年者の場合は本人が)校長に願い出て許可を受けなければならない。

6 前項により留学を願い出たときは、校長は、教育上有益と認める場合には、留学を許可することができる。

7 留学中の生徒が復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と連署のうえ（成年者の場合は本人が）校長に願い出て許可を受けなければならない。

8 校長は、退学した者が、2年以内に再入学を願い出たときは、再入学を許可することができる。

#### （転学）

第19条 生徒がやむを得ない事情によって転学しようとするときは、その事由を具し、保護者（成年者の場合は本人）と保証人が連署のうえ、校長に願い出て許可を受けなければならない。

#### （出校停止）

第20条 校長は、伝染病にかかり、又はそのおそれのある生徒に対し、学校保健法の定めるところにより出校停止を命ずることができる。

#### （除籍）

第21条 校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒について除籍することができる。

（1）生徒の死亡

（2）第18条に定める休学の期間を過ぎた者

（3）正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに生徒納付金を3月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない者